

「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(素案)」に関する意見及び意見に対する県の考え方

- 1 意見募集期間
平成27年12月18日～平成28年1月17日
- 2 意見募集の結果
意見の提出者数 27人

[意見の内訳]

意見分類	延べ 件数
1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について	11件
2 記載内容の見直しについて	6件
3 制度設計、交付金要綱等について	3件
4 その他	20件
合計	40件

[意見の反映状況]

反映区分	延べ 件数
A 計画案に反映する意見	3件
B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見	11件
C 今後の参考とする意見	6件
D 計画案に反映できない意見	9件
E その他	11件
合計	40件

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見	反映 区分	県の考え方
1	1	<p>神奈川県では水源を保全すると称して山林の保全に莫大な金額を投資しているが、ダム湖の水質などはなかなか改善しない。そこで、そのことを指摘すると、水質改善には長い期間がかかるという。しかし、この計画は大綱レベルでも20年程度のもので、それでは計画実施中に効果の改善が図れないことに莫大な税金を投資しているということではないか。</p> <p>結果として、改善がなされなかった場合、そのことに責任をとるべき人間は皆、この世にいないくなっているだろう。こんなことに、税金を投じるくらいなら、下流域の水道管の補修に、その原資を投資すべきだ。費用対効果を期間中に実証できないような無責任なことは直ちに止めて欲しい。</p>	D	<p>水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものであるため、短期に効果が現れるものではなく、長期にわたる継続的な取組が必要です。</p> <p>そこで県では、20年間の長期的な取組全体を示す施策大綱のもとに、水源環境保全税を財源として平成19年度から5か年計画に基づく特別対策事業を推進してきました。この中で、事業の評価を行うための各種のモニタリング調査を実施しています。長期間を要するモニタリング調査による評価は、現時点では十分に行うことはできませんが、一部の調査結果からは、事業の実施により一定の効果があつた事業もみられます。いずれにせよ、施策大綱期間の終了時には、施策目的に相応しい成果を得るべく取り組んでいきます。</p> <p>なお、本施策における特別対策は、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる事業を対象としており、水道管の整備はこれに該当しないと考えています。</p>
2	3	<p>分収林は、まとまった面積の森林が水源地域に多く存在し、森林の整備が十分に行われるか否かにより、流域の水源環境に及ぼす影響は大きなものがあると思います。第3期計画において木材生産から環境保全へ目的を転換する森林については、計画の対象とすることは大きな意義があります。豊かな水を育む良好な水源環境の保全・再生を図る上で効果的な施策であると思いますので、出来るだけ多くをその対象として是非実施していただきたい。</p>	B	<p>第3期計画では、林道などから遠く、木材の搬出経費がかさみ、木材価格の低迷等から収益が見込めず、木材生産を通じた公益的機能の維持が困難な状況となっている分収林について、整備の目的を木材生産から環境保全に転換し、より公益的機能の高い森林へ誘導していくこととしています。</p>
3	4	<p>平成19年度にスタートした水源環境保全税を背景にした、県の水源林整備事業も早10年を迎えようとしている。</p> <p>長い林業不況の中にあり、個人や地域では解決できなかった荒廃林整備も前述の施策により荒廃林は日々よみがえり、林業に従事する我々も牛歩ではあるが次世代を担う労働者の育成もできるようになった。</p> <p>近い将来日本一整備された水源林が出現することは間違いなく、この事業への感謝は絶えない。もちろん、集落周辺の森林整備の遅れが鳥獣被害につながっていることや森林資源活用の難しさ等問題も多くあるがこれからは5年ごとに策定される実行計画等の中で解決の方向に向かうものと考えられる。</p> <p>しかし、有史以来絶えることなく県民に水を供給してきた水源地域はいま、「過疎」という社会現象の只中であつて解決の糸口を見いだせないでいる。まさに「山成つて地域は成らず」の構図である。過疎解決のカギは地域住民の努力にあることも自治体の問題であると承知しながらもそれがうまくいかないところに多くの日本の田舎の現実がある。900万県民の水を恒久的に支える水源地域を「県民共有の財産」として位置付け、集落が時代を超えて存在することは夢なのだろうか。</p>	C	<p>水源林については、第1期、第2期までの取組により、下層植生の回復や土壌の保全が図られるなどの成果が出てきています。</p> <p>今後とも、県民の皆様のご協力をいただきながら、水源林の整備に取り組んでいきます。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
4	1	<p>課題として挙げている「所有者が森林の状況を継続的に把握することは困難な状況である。」などということは、むしろこの取組を始める前から分かり切っていたこと。そうした懸念を無視して、強引にことを進めてきておいて、今さら、課題としてとりあげること自体馬鹿げている。</p> <p>たかだか、20年程度の計画でどうにかできるものでは、そもそもない。管理したすべての森林を県有化したうえ、樹木葬用の管理地として、埋葬者が管理する制度にでもすればよい。</p>	D	<p>整備した森林は、手のかからない状態で返還することになりますが、その後の公益的機能の維持には、継続的な森林状態の確認が必要と考えています。</p> <p>そこで、返還後の森林について、森林の巡視等を行う仕組みを試行しつつ、公益的機能の持続に向けた森林管理の仕組みを第3期計画期間中に検討します。</p> <p>県による森林の買取りについては、水源地域の保全上重要であり、県による永続的な管理が必要な森林に限定しており、整備した全ての森林を買い取ることは考えていません。</p>
5	1	<p>水源環境保全対象地域が酒匂川水系と相模川水系に限定されています。水源にかかわらず、県内の河川環境を良好にすることが利用可能な水域の拡大に繋がると思います。集水域の連続性を考えると金目川水系についても同様に対象地域にすべきではないかと思えます。</p> <p>特に「6 河川・水路における自然浄化対策の推進」について、河川環境の自然に配慮した整備を目指して予算を組んでいるようですが、金目川水系についても同様な対策が必要だと思えます。</p>	D	<p>河川・水路における自然浄化対策の推進については、水源として利用している河川において、自然浄化や水循環の機能等を高めることを目的としているため、対象地域は相模川水系及び酒匂川水系の取水堰上流域としており、対象地域の拡大は考えていません。</p>
6	1	<p>最近の台風や豪雨で大型化する傾向にある災害に対して、土木的工法で森林の基盤づくりを行うことは、大切である。森林整備のみでは、土壌保全対策は望めないと思う。また、スコリアがある所では、予防的措置も検討すべきである。</p>	B	<p>水源林の基盤の整備では、水源かん養機能の発揮に重要な役割を果たす森林の土壌を保全するため、崩壊地及び崩壊の兆しがある箇所において、土木的工法も取り入れた対策を実施します。</p>
7	1	<p>高標高域の水源源流部の県有林での土壌保全対策は、流域全体を保全すべきで総合的な対策が必要である。</p>	B	<p>水源源流部に位置する県有林における人工林の土壌保全対策は、森林全体を見据えた総合的な観点から、これまで行ってきた水源の森林づくり事業における私有林の整備や中高標高域の自然林の土壌保全対策と並行して実施し、流域全体を保全する取組を推進します。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
8	3	集落周辺の森林整備について、水源地域住民が一番望んでいる集落周辺の森林（里山）整備が一番遅れています。所有者の複雑なことや、水源かん養の期待の少ない区域であること、また施業が難しい（急傾斜地に広葉樹の大径木）等問題の多い部分であります。土砂災害危険や鳥獣被害問題にからむ大事なところ。具体的な対応をお願いしたいと思います。	B	第3期計画では、「5. 地域水源林整備の支援」の中で、水源の森林のエリア内の私有林において、市町村が実施する、森林の持つ公益的機能の維持向上を図りつつ、地域特有の課題に対処する森林整備への支援を実施することとしています。 具体的な事業の仕組み等については、今後検討を進めていきますが、例えば、集落周辺の森林で、水源かん養機能の維持向上が期待できる森林整備でかつ、野生生物の出没などの課題に対応できる場合は、事業の対象となるよう検討しています。
9	3	除伐について、近年生物の多様性の面からでしょうか「除伐」の施業が少なくなっています。遠山の除伐制限については理解できますが里山は「鳥獣被害問題」が深刻化し具体的な対策の遅れる中、除伐は必要な施業と考えられます。昼間から集落周辺をシカやイノシシが歩き回することは珍しくありません。これは身近に隠れる場所があるからです。	B	水源の森林づくり事業の目的は、良質で安定的な水を将来にわたり確保するため、下層植生やかん木などが生育する水源かん養機能の高い森林づくりを目指しています。 除伐作業は、水源かん養機能の向上のためササ類を除去し多様な植生を導入する場合や伐木作業等の安全確保のために必要な範囲で行う以外行っておりません。 なお、一部の集落周辺の森林では、住民生活に影響を及ぼす野生生物の出没など地域特有の課題が生じていることから、第3期計画では、「5. 地域水源林整備の支援」の中で、水源の森林エリア内の私有林において、市町村が実施する、森林の持つ公益的機能の維持向上を図りつつ、地域特有の課題に対処する森林整備への支援を実施することとしています。 具体的な事業の仕組み等については、今後検討を進めていきますが、例えば、集落周辺の森林で、水源かん養機能の維持向上が期待できる森林整備でかつ、野生生物の出没などの課題に対応できる場合は、事業の対象となるよう検討しています。
10	4	広葉樹の間伐（受光伐）について、人工林に比べ広葉樹の間伐が少ないと感じています。水源かん養や生物の多様性等の観点からと思いますが、遠山はともかく里山は急傾斜地に大径木化し50～60年を経過しています。広葉樹林の再生や土砂災害防止の観点からも積極的な間伐をお願いしたいと思います。	D	広葉樹林の整備は、低木から高木まで、様々な大きさや種類の樹木が生育していることが水源かん養機能の増進に結びつくことから、施業にあたっては高木層を形成する樹木については伐採の必要性を慎重に検討するとともに、それ以外の樹木の伐採はできるかぎり行わないこととしております。 ただし、転倒や崩壊などの危険がある場合は伐採することとしています。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
11	2	<p>水源環境保全税の導入時の中心的な議論として、宮ヶ瀬ダム完成によって水資源量の確保ができたが、そのダムを「当初の使用壽命どおりに使えるか」ということが、まず、中心的な問題であったように受け止めていました。それは集水域の森林の管理と直結した問題であり、付随して水源地周辺の集水域の水質の問題があったように思っています。しかしながら、素案の1ページ「これまでの経緯」では、量の問題は回避されて、水質が問題になっているような記述に限定され、税導入当初の中心的な問題意識が反映されているようには見えません。そのため、施策は直面している諸課題に対するものであったとしても、それらは県民に分かりやすく位置づけられているように感じられません。</p> <p>また、効果的な施策を設計する際に、集水域に含まれる土地利用とそれに紐づく当事者（当局）との責任分担もあいまいで、わかりにくいものになっているように思われます。</p> <p>これらを解決するための一つの方法として、4ページ「(3) 対象事業と対象地域」の水源保全地域に含まれる土地利用と管理制度・管理者を明確にしたうえで、各地域区分で必要な施策課題を施策展望とともに明記する必要があるのではないのでしょうか？現状では、水源環境保全税導入によって、見えはじめた現状に対する短期的な手当ての説明に終始してしまっているような印象を持ちます。それだけ、諸課題の問題が大きく、現状でも整理が必要な状況であることを示しているようにも拝察されますが、一方で、水源環境保全税が時限措置の税である所以なのか分かりませんが、5か年後の目標到達の展望は分かりにくい印象を持ちました。</p>	D	<p>「これまでの経緯」については、水源環境保全・再生施策大綱で整理されている内容であり、第1期及び第2期計画の冒頭「はじめに」の記載を基本的に踏襲しています。</p> <p>計画内容については、地域区分、土地所有（利用）区分、事業主体、事業内容など様々な要素があり、整理・構成の切り口は種々考えられるところですが、本素案では、第1期及び第2期計画と同様、事業内容を中心として整理しています。また、第3期計画の全体的な考え方や内容については、第2章の1において記載しています。</p> <p>施策展望に関しては、「良質な水の安定的確保」を施策全体の目的として、施策大綱の計画期間（平成19～38年度）を見据えて、構成事業ごとにねらいや目標を記載してあります。</p>
12	4	<p>シカの生息密度がまだ高くないが、今後高まると予想されるエリアで対策を始めるとするのは、事が起こってから対応することが多い行政としては、良い取組みだと思う。シカが多くなってしまい、草が丹沢のように食べられてしまっただけからでは元に戻すのは難しい。</p>	B	<p>箱根山地等では今後、シカの採食によって林床植生が衰退することを未然に防止し、水源の森林づくり事業等による森林整備の効果が十分発揮されるようシカ管理に取り組んでいきます。</p>
13	1	<p>自然林にはあれ、人工林にはこれというような仕切りを作るより、もっと山全体を大きくみて必要な箇所に必要な手当てをするといった対策の方がいいのではないかと思う。</p>	B	<p>第2期計画までは、私有林の荒廃の進行などの課題に重点的・集中的に取り組み、成果を上げてきましたが、第3期計画では、水源環境保全・再生施策大綱の計画期間の後半に入ることから、水源保全地域の森林全体において、長期的な視点に立った取組を進めていくこととしています。</p> <p>個別の事業については、こうした全体的・長期的な視点に立って課題と対応方向を整理した上で、自然林、人工林それぞれの状況に応じた対策を講じていきます。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
14	4	所有者による間伐が進まなくなった森林の整備を進めてきていただいたことで、明るい森林が目に見えて増えてきました。第3期計画でも、森林の整備を進め、水源かん養の高い森林にしてほしい。	B	今後も、適切な整備、管理を進め、水源かん養など公益的機能の向上を図り「豊かで活力ある森林」づくりを推進していきます。
15	4	全国的にもシカが増加しており、様々な地域で森林の環境を大きく変化させている。シカは、植物の量により生息できる数が決まってくると思う。神奈川県の中の環境にあったシカの数となるよう、頭数の管理を行う必要がある。	B	現在、丹沢山地では、植生の衰退状況から、シカは過密な状態と考えられ、個体数を減らし、植生への影響を低減させるため、県によるシカの管理捕獲を実施しています。一方で、シカが丹沢山地で植生の衰退が生じないレベルで生息できるよう、森林整備の実施を通じた生息環境の改善にも取り組んでおり、こうした取組を継続していきます。
16	1	相模川流域が問題になっているが、酒匂川水系においても水質は非常に悪化している。特に静岡県小山町からの流入は山北町川西地区で三保ダムからの水系と合流しているが、小山町の鮎沢水系須川の湧水も悪化しており、小山町との協議も行う方がよいのではないか。酒匂川の水は山北町向原あたりでは水の臭いがすごく悪い。山北町の六軒家付近ではもう悪水に近い。	E	鮎沢川・酒匂川水域については、公共用水域水質測定結果によると汚濁の度合いとして用いられる生物化学的酸素要求量(BOD)の測定値が環境基準を達成しています。なお、静岡県側の水質については、定期的にデータを把握しており、今後も引き続き、情報収集に努めていきます。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
17	1	相模川水系の水量の半分以上を占める山梨県の集水域の水質改善について、素案の事業内容と事業費は極めて貧弱で、このままでは神奈川県民の使う水の水質改善に定量的にはほとんど寄与しないことを危惧する。水源環境保全税の本来の趣旨から見て、著しく貧弱な対応となっている。	E	相模川水系上流域対策については、第3期計画においても山梨県と共同して山梨県内の桂川流域（相模川上流域）において、森林整備及び生活排水対策を引き続き実施していくこととして、共同事業の内容及び規模について山梨県と協議して決めており、共同事業の内容及び規模は適切なものと考えています。 森林整備については、山梨県では森林環境税を財源とした森林環境保全基金事業に取り組んでいますが、共同事業はそれに加え、桂川流域（相模川上流域）における森林整備をさらに加速化するために実施するものです。 また、生活排水対策については、桂川清流センター（下水処理施設）におけるリン削減効果のある凝集剤（PAC）による排水処理を共同事業として実施していますが、放流水のリン濃度の目標値を概ね達成し、所期の成果が得られていることから継続して実施するものです。
18	4	現況・改善状況についての周知が弱い気がする。山に行ったことのない層にも、興味が持てるようなアプローチ、自然環境を身近に考えられる学童への教育等、全体図が見渡せるようなことができないかと思う。折角の山登りブームなので、若い層、子ども達やこれから親になる世代への自然環境への興味、理解を誘導するような工夫がほしい。次世代を育てることは必要だと思う。水源環境保全税があることも知らない人が多いようである。当事者であるという感覚は役所の縦割りのアプローチではなく、全体が見えるようにすることで行うことではないかと思う。横糸を強化していただきたい。	C	水源環境保全・再生施策の県民への普及啓発、特に若い世代への普及啓発は大変重要であると考えています。 これまで、小学校の補助教材である「わたしたちの神奈川県小学校社会科参考図書」に本施策の紹介を記載しているほか、かながわトラストみどり財団、NPO法人かながわ森林インストラクターの会と連携して、小中高校への講師派遣などによる普及啓発に取り組んでいるところです。 また、第3期計画では、県内上流域での体験学習を通じて、上下流の連携を図る取組を行うこととしています。
19	4	森林整備の手法について、「協力協約」は「整備協定」等の難しい区域の整備を推進する大切な仕組みである。「協力協約」の実施時期は、従来は林業の仕事が極端に少なくなる4～8月に施業することができ、業者はもとより荒廃林を抱える所有者に喜ばれていたが、数年前から「施業許可」は7～8月となり、入札時期と重なるため「協力協約」の施業ができない状況が続いていることから、「施業許可」の時期を早める等の検討をお願いしたい。	D	市町村からは県に4月1日から5月10日までの間に年度計画の提出があり、県は速やかに、事業量の調整と計画の承認を行います。 年度計画の承認を受けた市町村から補助金交付申請が提出（9月30日まで）され、県が補助金交付決定の通知を市町村に行い、その後、市町村が事業執行を行う流れで実施していますので、ご理解願います。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
20	4	<p>県民フォーラムの参加者は、水源環境保全・再生の重要性を認識し実践しているか、既に携わっている方々が中心と思います。今後は、各市町村が主体的に一般の県民の方々に水源環境、生態系等の重要性について説明し、県の事業を広く知って頂くことがなによりも大切であると思います。単に印刷物の配布だけではなく、現場の生の声で説明をしないと成果は期待できないのではないかと。</p>	C	<p>水源環境保全・再生施策は、超過課税という特別な負担を県民の皆様をお願いしていることから、幅広い県民の方にその取組をご理解いただくことは極めて重要であると認識しています。ご意見の趣旨については、具体的な取組の実施段階で検討・工夫していきます。</p>
21	1	<p>水源環境保全・再生について思うこと。一番は、木材の消費を拡大させるための施策ではないでしょうか？まずは、県、市町村が率先して建築物等に県の木材を使うべきです。「4 間伐材の搬出促進」は、より拡大して進めていただきたいと思います。搬出された間伐材を利用、加工する工場、作業所、販売にも支援・指導することで、消費を増やしていけるのではないのでしょうか。消費が増大すれば、森林を守り育てる人も多くなります。森林が整備されれば水源もよりよい状態で保たれると思います。</p>	D	<p>本施策において、水源環境保全税を充当して行う特別対策事業は、主として、水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組を対象としています。これを踏まえて、当該事業では、林道から近いなど森林資源の利用が可能な森林において、間伐材の搬出を支援し有効利用を図ることで森林整備の促進と民間主体による持続的・自立的な森林管理の確立を目指した取組を進めることとしています。</p> <p>搬出された間伐材の加工流通及び消費対策については、既存財源による一般対策として進めることとしており、製材業者の施設整備への支援や林業・木材業者と連携して品質の確かな県産木材製品を供給するための品質認証・産地認証の取組等を行っています。</p> <p>また、公共施設での木材利用については、平成17年度から、県、市町村において、木材を利用した施設整備に取り組んでいます。特に、平成22年には「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」が施行され、県内でも、県と県内の15の市町で、「公共施設における木材利用推進の指針・方針」が策定されており、木材の利用を積極的に行おうとする動きが広がっています。</p> <p>その他、森林組合や木材業協同組合、工務店・建築事務所や県建具協同組合などが協議会を通じて、県産木材の多角的な活用について検討を進めるほか、県産木材を利用して日用品等を製作する木工会社などとも連携しながら、川上から川下まで事業に携わる者が一体となって、県産木材のPRにも取り組むなど、生産から加工流通、消費まで県産木材の有効活用の促進に総合的に取り組んでいます。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見	反映 区分	県の考え方
22	2	<p>5か年計画は体系的ともいえるが、総花的にならないように重要度をどのように付けているのか。目標数値（箇所数や予算ではなく）を効果測定できるように、リン濃度目標のような、最終的な効果、結果指標を設定する必要がある。効果の上がる施策に集中する、優先度を設定することも必要と思う。結果指標にはわかりやすい一人当たり良質水割合や節減（リサイクル等）率も必要と思う。この意味でモニタリングは良い、大いに結果を活かしてほしい。</p>	E	<p>森林の保全・再生などをはじめとして、水源環境保全・再生を図るためには、長期にわたる継続的な取組が必要ですが、自然を対象とした取組であり、施策の実施によりどのような効果が現れるかについては、当該施策だけではなく、他の施策や自然条件によって大きく左右されます。そのため、現在の科学的知見では将来の自然環境に及ぼす影響を正確に把握することには限界があることから、事業の実施と並行して新たな科学的知見を反映することや、事業実施に伴う自然環境の状況を把握しながら、施策の評価と見直しを行い、柔軟な施策の推進を図る必要があります。（＝「順応的管理(Adaptive Management)」）</p> <p>こうした順応的管理の考え方に立ち、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」で20年間にわたる施策の全体像を明らかにしたうえで、5年間に区切って実行計画を策定し、特別対策事業を実施しています。また、実行計画による5年間の成果等を踏まえて見直しを行い、次期の実行計画を策定し、効果的な施策展開を図っています。</p> <p>評価指標は、短期、中期、長期の時間軸に沿ってアウトプットから1次アウトカム、2次アウトカム、最終的アウトカムの「将来にわたる良質な水の安定的確保」に至るかたちで段階的に設定しています。</p> <p>モニタリングについては、施策の効果を的確に把握し、県民の皆様に分かりやすく明示するとともに、県民意見を施策に反映するために必要不可欠であり、今後は、より総合的な観点からの評価も求められることから、長期的・継続的に行ってまいります。</p>
23	4	<p>大面積のスギ・ヒノキ人工林の間伐時、何か所かギャップを設け、野鳥の好む実のなる広葉樹（ヤマボウシ・ハウノキ・ナナカマド・イイギリなど）を、場合によっては客土や施肥を行って植栽するとよいと思う。大面積な人工林であると広葉樹の種子供給が埋土種子だけでは不十分と思う。水源環境保全税のあるうちに、混交林を早期に導くことのできる手立てを施しておくことが必要と考える。鳥散布による人工林内への広葉樹の拡大による混交林化が期待できると考える。</p>	B	<p>水源林整備協定では、間伐や、樹高の幅程度の区域を伐採する群状間伐、立木を数列まとめて伐採する列状間伐を取り入れて、針広混交林に誘導する整備を行い、水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを進めています。植栽に関しては、高木性の樹種の実生の発生が少なく、針広混交林化が不可能と判断される場合は苗木の植栽を行うこととしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
24	4	調整中の「9 相模川水系上流域対策の推進」の山梨県と調整した事業費は、他の事業費に影響するのか。	E	第3期計画の策定に当たっては、これまでの成果と課題、県民会議からの意見を踏まえて、これまでの取組を基本的に継続していくとともに、新たな課題に対しては、水源環境の保全・再生に確実な効果が見込める事業により対応することとしています。また、これまでの取組を踏まえ、より効率的な事業実施のための手法等の見直しも行うこととしました。こうした考え方に基づいて、必要な事業について検討、精査したうえで、それぞれの事業に必要な事業費を整理しています。こうしたことから、「9 相模川水系上流域対策の推進」の山梨県と調整した事業費は原則として、他の事業費に影響するものではありません。
25	4	水源環境保全税について、上水道は生活用以外にも、企業が使う産業用途も多くあると思うが、企業からも水源環境保全税を徴収しているのか。徴収しているのであればその割合は。徴収していないのであればその理由は。	E	水の利用実態として、個人が生活していくうえで必要となる生活用水については、一定の水質・水量が不可欠であることに対して、法人の場合は、事業活動として水を利用することから、業種や規模によって、水の使用量や求められる水質などが大きく異なっています。 こうした法人の水利用の実態を勘案し、水源環境保全・再生のための財源として、法人に対する超過課税は行っていません。 なお、法人に対しては「神奈川県水源環境保全・再生基金」への寄附をお願いしており、今後ともご協力いただけるよう取り組んでいきます。
26	4	水源環境保全・再生施策に、より県民の意見を反映するため、より多くの県民の理解を得るため、県民フォーラムの規模を大きくする、開催回数を増やすことを検討されたい。	C	水源環境保全・再生施策は、超過課税という特別な負担を県民の皆様をお願いしていることから、幅広い県民の皆様にその取組をご理解いただくことは極めて重要であると認識しています。 ご意見の趣旨については、具体的な取組の実施段階で検討・工夫していきます。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
27	4	水源林の区域を地図に示してほしい。私有林の割合はどのくらいか。健全度の高い水源林にするためには、どの施策が効率的に寄与するのか。水源林の面積は一定か。それとも拡大しているのか。	E	<p>水源林の森林づくり事業による公的管理森林の配置図については、県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/785134.pdf）で閲覧ができます。</p> <p>また、水源林エリア内の森林面積は、平成38年度末で60,900ha、このうち私有林の面積は約69%の42,000haと見込んでおります。</p> <p>手入れの必要な人工林17,800haのうち、第2期計画までの確保見込面積は12,400haとしており、第3期、第4期の確保見込面積は5,400haとなります。</p> <p>平成38年度までの私有林の確保面積は、人工林17,800ha、既存確保の広葉樹林8,000haと合わせ25,800haとなります。このうち第2期計画まで確保見込面積は12,400haと見込んでおります。したがって、第3期、第4期計画までに確保する森林面積は25,800haとなります。確保した森林は、針広混交林や巨木林など「豊かで活力を取り戻した森林」へ整備進めてまいります。</p>
28	4	これまでの水源環境保全・再生の取り組みは着実に実行され効果の現れていることも多く、評価できる。これらの取り組みは10年、20年という期間で完結するのではなく、水源として利用し続ける限り必要となる。従って、この取り組みが未永く継続されるための仕組みを作っていくことが大事である。例えば、これまで実施されてきた取り組みは若い世代に引継いでもらわなければならない。そのために学校教育の中で水源環境のことを学ぶ機会を設けてはどうだろうか。神奈川の学校を卒業した人は誰もが水源環境のことを理解し、それを守っていく方法を知っているという状況を作れば、おのずと水源環境保全の取り組みが継続されていくはずである。	C	<p>水源環境保全・再生施策の県民への普及啓発、特に若い世代への普及啓発は大変重要であると考えています。</p> <p>これまで、小学校の補助教材である「わたしたちの神奈川県小学校社会科参考図書」に本施策の紹介を記載しているほか、かながわトラストみどり財団、NPO法人かながわ森林インストラクターの会と連携して、小中高校への講師派遣などによる普及啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>また、第3期計画では、県内上流域での体験学習を通じて、上下流の連携を図る取組を行うこととしています。</p>
29	2	「水源の森林づくり事業の推進」では、水源の森林エリアの私有林を対象にしているが、同じ水源の森林エリアにある国・県・市町村林は、どの財源で「水源の森林づくり」がなされるのかを説明する必要があります。良質な水資源を保全していくための水源林の整備であるのに財源が違うと言う部分が一般県民にはわかりづらいです。	A	<p>計画素案の第2章については、水源環境保全税を充当して実施する特別対策事業に関する章なので、他の財源で実施する事業は載せていませんが、計画案では既存財源による取組も含めた「水源環境保全・再生の取組の全体像」を別立てで追加記載します。</p> <p>この他、国有林については国が整備・管理を行っていますが、本県の水源地域の源流部を占める重要な地域ですので、定期的に会合を持って連絡調整を密に行い、連携を図っています。</p> <p>なお、「1. 水源の森林づくり事業の推進」は、水源の森林エリア内の私有林の整備に関する取組を取りまとめたものです。市町村有林の整備については、主として市町村が主体となって取り組む森林整備事業を取りまとめた「5. 地域水源林整備の支援」に位置づけています。</p> <p>県有林の森林整備については、既存財源により取り組んでいますので、特別対策事業の記載はできません。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
30	1	高標高域の県有林（人工林）について、県民会議の意見書（44ページ）にも「これまで重点的に取り組んできた私有林整備に加えて、高標高域の県有林等も含めて森林全体を見据えた総合的な観点から対策を推進すべき」とあり、素案では「高標高域の人工林の土壤保全対策の実施」については、「3 土壤保全対策の推進」の事業内容となっているが、土壤保全対策を推進するにも、暗い森では効果が出ないと思われるので、「1 水源の森林づくり事業の推進」にも取り入れて頂きたいと思えます。	D	「1. 水源の森林づくり事業の推進」は、私有林の整備を対象としている事業です。 なお、県有林の整備については、これまで既存財源により間伐などの森林の手入れを実施していますが、高標高域の人工林では、シカの採食による林床植生の衰退や急峻な地形状況などにより土壌流出が懸念されることから、こうした箇所においては、林床植生の保全や土壌流出防止のための取組を一体的に行うこととし、丸太筋工や植生保護柵など多様な工種を組み合わせた土壤保全対策を新たに実施していきます。
31	4	地下水汚染対策の例として、有機塩素系化学物質び浄化施設の絵が出されているが、汚染された地下水の汲み上げる部分を見ると、汚染された一部しか汲み上げられず、とりこぼしが多量にあるのではないかと思ひ、効果が不安になります。	E	浄化施設による地下水汚染対策を実施している地域では、浄化装置の下流に位置する観測井で、有機塩素系化学物質について環境基準を下回る測定値が観測されるようになってきているため、浄化施設による対策は効果があるものと考えております。 なお、この地域では、施策実施前から独自の地下水汚染対策を展開しており、さらに交付金を活用し浄化施設を3基設置して汚染対策の強化に取り組んでいます。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見	反映 区分	県の考え方
32	2	<p>「間伐材の搬出促進」について、「間伐材の搬出促進と利活用の仕組づくり」というタイトルへの変更を要望します。</p> <p>素案では、搬出支援という出し手面（川上）だけに、注目をしていると思います。消費を考えてこそ川上から川下までの森林循環です。マーケット（910万人の県民）が現に存在する以上、森林資源を県民に繋ぐ新たな仕組づくりが、ぜひとも必要なのではないのでしょうか。</p> <p>最近、CLT（直交集成材）という言葉もよく耳にします。神奈川県単独で難しければ、近隣県と提携しても良いと思います。新しい知見に貪欲になりましょう。</p> <p>アイデアとして、ウッドスタート（木育）という言葉があります。赤ちゃんが誕生したご家庭に積木などの木製品を自治体がお祝いとして贈るものです。神奈川県でも、例えば、スギかヒノキ製の「身長計」の板を贈呈することを発案されてはどうでしょうか。小田原市は 現在、こうした贈答品候補を公募中です。安定した需要があれば、消費からドライブを起こすことが出来ます。肝心の財源ですが、森林再生パートナーなど法人等からの寄附なども含めて、広く県民から寄付を募り、足りない部分に水源環境保全税を充てたらよいと思います。赤ちゃんは、将来の納税者と言えます。その折は、今の「神奈川県水源環境保全・再生基金」も呼称変更し、「かながわ もり・みずファンド」として、より親しまれる身近な基金とすることが必要かもしれません。</p>	D	<p>「4. 間伐材の搬出促進」は、森林整備に伴い発生する間伐材の有効活用を図ることにより、森林整備を促進し、水源かん養など公益的機能の高い良好な森林づくりを進めることを趣旨とする取組であり、事業内容に基づく事業名としています。</p> <p>水源環境保全・再生施策における特別な対策は、主として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組を対象としており、木材利用の促進に関する取組については、既存財源で実施することとしています。県では、県産木材の利用促進を図るため、県産木材のPRを行うイベントの開催など県民への普及啓発を行っています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
33	4	<p>「水源の森林づくり事業の推進」について、平成39年度以降の出口に向けては、個々の森林所有者の意欲の才能を伸ばす自伐型林業の推進が不可欠ですが、このまま入札方式を維持していく理由が不明確です。</p> <p>林業は土地に密着した産業であるべきです。外から来て簡単にやれる仕事ではありません。その土地の将来に責任を持つとする人が担うべきです。入札で来る業者さんは、地域にとって余所者であり、地域の交流を分断しています。</p> <p>森林塾は、経営に必要な技術を教えることが必要です。作業道を伸ばしたり補修したりする技術です。また教える先生を育てることも悪くはないですが、それは学校の先生の延長で、将来の水源環境保全税終了後に求められる林業経営に必要な経営ノウハウとは別のものです。また、50人の修了生を公共事業に依存した会社のサラリーマンにすることは、担い手を育成したことにはならず、むしろ森林のリスクを大きくすることにしかありません。水源環境保全税がなくなった後にも生き残れるようにするためには、どうしたらそのリスクを分散できるかで、それこそは雇用や労働力ではなく、経営者の育成に他なりません。</p>	E	<p>「水源の森林づくり事業」により県が公的管理している森林の整備については、請負業務として森林組合等の事業者が発注していますが、これについては、公共工事等の全庁的な規則に則って、競争による経済性や透明性・客観性を確保するために、原則として競争入札を行っています。</p> <p>公的管理森林は、県による整備終了後、森林所有者に返還することになりますが、返還した森林については、森林の巡視等を行う仕組みを試行しつつ、公益的機能の持続に向けた森林管理の仕組みを検討していきます。また、森林資源として活用可能な森林については、民間主体の持続的・自立的な森林管理を図るための取組を進めていきます。</p> <p>かながわ森林塾では、新たな担い手を確保するための研修のほか、既就業者に対して、効率的な木材の搬出技術や森林の管理・経営に必要な知識・技術を習得する研修も実施しており、各林業事業体の中核を担う中堅・上級技術者を育成しています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
34	4	「丹沢大山の保全・再生対策」について、①高標高域はレンジャーにしかできない、猟友会はだめだと決めつけるのではなく、能力ある者の能力は更に引きだし、伸ばし、その役割を担おうとする意欲を排除することがないようにする必要があります。②ブナ林等の再生の問題は、農業や園芸をしていれば簡単にわかることだが、その植物の生えている土が合わなかったり肥料分が弱ければ、病気になりやすいし、ばい菌が入ると傷口が治りにくいし、虫にもたかられやすいものです。県の施策だけでなく、全国で起きている立ち枯れの対策には、山の地力と木の体力をつける方法を開発する視点と努力が欠けています。	C	①中高標高域などの捕獲困難地での管理捕獲については、ワイルドライフレンジャーだけでなく、県猟友会による捕獲も実施しており、シカの生息状況に応じた適切な捕獲手法により捕獲を実施していきます。 ②これまでの調査・研究により、自然林であるブナの衰弱・枯死の原因は、オゾンなどの大気汚染物質、シカの採食の影響により林床植生が退行し土壌が乾燥化することで生じやすくなっていると考えられる水ストレス（葉に生じる水不足）、ブナの葉を食べるブナハバチの食害の複合作用によるものであることが確認されています。 調査・研究の結果を踏まえたブナ林等の再生に向けた技術開発も進めており、今後は、ブナ林の後継樹の衰退や土壌の乾燥化の要因でもあるシカの管理等と連携しながら、土壌が保全され、林床植生が回復したブナ林等の再生の取組を進めていきます。
35	4	「間伐材の搬出促進」について、①生産性の向上とは、多額の借金をして高性能機械を買うことではありません。適切な作業道を入れて、安いコストで搬出できる仕組みを整備することです。林業のような季節産業でなおかつどこでも大きな機械を導入できない神奈川県には、不向きな道具です。②搬出量を立方メートルで示すことが搬出を促進することではありません。使い途を開拓すれば自然に搬出量は増えるのですから、需要を開拓するノウハウと共に販売戦略、有効利用戦略を立てることが先です。③搬出を量とお金で量るだけであれば、水源環境保全税があるうちに取りやすいところを一気に出し、終了したら搬出するのをやめるだけのことです。元々道が整備されていない地域においては、この制度には何の効果もありません。④山の生産性を向上させ、出口を開拓すれば、手入れをする意味が生まれるし、地域の中で自分もやってみようと言う人が出てきます。水源環境保全税がなくなっても森林は維持されます。⑤日本一高い搬出コストを日本一高い助成制度で補っても、出口戦略が希薄であれば材価は下がり、搬出助成金が少ない他県の業者が買いに来て利ざやを稼いでいます。県民の税金で潤うのが他県の業者だけでよいのでしょうか。	E	第3期計画では、1日あたりの間伐材の搬出量をさらに向上させるため、これまでの間伐材の仕分けや造材に関する指導に加え、搬出機械を利用したより効率的な搬出方法や、山の地形などに即した作業道の配置・整備及びそれに伴った搬出機械の選択について実地検証を行い、神奈川の水源地に適した間伐材の搬出方法を確立するとともに、その成果を生かした生産指導に対し支援を行うこととしています。 こうした取組により、県による公的管理が終了した森林のうち道から近いなど森林資源の利用が可能な区域については、民間主体による持続的・自立的な森林管理へ誘導していきます。 また、搬出された間伐材の消費対策等については既存財源による一般対策として引き続き取り組んでいきます。
36	4	「相模川水系上流域対策の推進」において、桂川清流センターの放流水のリン濃度を下げる取組みは必要だと思う。これは、河川は一体的につながっている場所であるため、河川の途中の場所から対策を行っても、その上流においても同様の視点で取組みを行わなければ、効果は出ないと考える。是非継続するとともに山梨県にも相応の税負担を求めるよう調整をしてほしい。 また、この水源環境保全税もあと10年が時限となることから、継続した取組みが行えるような仕組みをこの時期から考える必要がある。せっかく改善結果が見え始めたところで税の時限到来とともに、また悪化するようなことが無いような仕組みを準備してほしい。	B	相模川水系上流域対策については、第3期計画においても、第2期計画と同じように、山梨県と共同して山梨県内の桂川流域（相模川上流域）における森林整備及び生活排水対策を引き続き実施していきます。 生活排水対策については、桂川清流センター（下水処理施設）において、リン削減効果のある凝集剤（PAC）による排水処理を共同事業として実施することとして、事業実施に要する費用については、山梨県にも相応の負担をいただいております。引き続き第3期計画においても負担していただく予定としております。 また、その他いただいたご意見については、今後検討してまいります。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見	反映区分	県の考え方
37	4	<p>「10 水環境モニタリングの実施」の第2期計画までの成果として、「河川のモニタリング調査においては、相模川及び酒匂川水系で、専門家による動植物等調査や、県民参加型調査を実施し、両河川とも良好な水源水質を維持している状態であることを確認した」とあるが、相模川水系の「相模湖」「津久井湖」においては、夏季を中心に湖が緑色に染まる状況が発生している。</p> <p>また、相模ダム（相模湖）、城山ダム（津久井湖）の水質について、全リン、全窒素については、国の環境基準の暫定目標値を全リンについては達成していない。（全窒素もやっと達成している水準）</p> <p>この暫定目標値は、平成27年度以降、数値が厳しくなると聞いているため、一層、良好な水源水質を維持しているとは、言えないのではないかと。県の組織の水・緑部大気水質課で状況は、把握していると思うので確認してほしい。</p>	E	<p>大気水質課が測定計画を作成している公共用水域の水質測定では、相模湖、津久井湖の全リン、全窒素は、国の環境基準を達成していませんが、水源環境保全・再生施策で実施している動植物等調査は、相模川水系及び酒匂川水系の各40地点において、動植物と水質の調査をし、汚れた水に生息する生物からきれいな水に生息する生物まで1から10のスコアを与え、採集された生物のスコアの平均値を求めることによって、汚濁の程度を評価するというものです。</p> <p>この調査の結果では、神奈川の水源地域の水質は全国平均を上回る水準の地点が多く、特に森林地域では、平均スコア値が高い地点が多く、良好な状態であるといえます。</p> <p>また、第1期及び第2期の調査結果をみますと、相模川水系と酒匂川水系の両河川ともに平均スコア値に大きな変化はなく、水源水質を維持している状態にあります。</p>
38	1	<p>「10 水環境モニタリングの実施」の事業内容「② 河川のモニタリング調査」において「窒素・リン等の水質について、5年ごとに調査する」とあるが、大気水質課で毎年度、数値を把握しているはずである。重複して調査しなくても、他の調査結果を活用できる部分は活用すればよいのではないかと。</p>	E	<p>大気水質課で測定計画を作成している公共用水域の水質測定は、水質汚濁防止法に基づき定められた測定項目を調査しているもので、一方、水源環境保全・再生施策では、水源河川において、河川環境に関する基礎的なデータを収集するため、多様な指標を用いて河川の流域における動植物等調査と県民参加型調査を実施しています。</p> <p>河川の流域における動植物等調査は、相模川水系及び酒匂川水系の各40地点において、動植物の生息状況や水質の状況を5年ごとに調査しているものですが、この調査は、汚れた水に生息する生物からきれいな水に生息する生物まで1から10のスコアを与え、採集された生物のスコアの平均値を求めることによって、汚濁の程度を評価しています。</p> <p>県民参加型調査は、動植物等調査を補完するため、毎年、県民から参加者を募って調査を実施しています。</p>
39	2	<p>「6 河川・水路における自然浄化対策の推進」の第2期計画までの成果では、「相模湖におけるアオコの異常発生」とあるが、津久井湖においてもアオコの発生状況は同じである。エアレーションの対策も相模湖同様に津久井湖でも実施されている。津久井湖も記載に加えるべき。</p> <p>また「生活排水のほか産業系や畜産系などによる水質汚濁について発生源の調査を行った。その結果、生活排水が主な汚濁原因であることが確認できた・・・」とあるが、この調査結果の資料が公表されている結果報告書を教えてもらいたい。</p>	A	<p>ご指摘のとおり、エアレーション等の取組は津久井湖でも実施されているため、第3期計画案では「相模湖・津久井湖におけるアオコの異常発生」との記載に修正します。</p> <p>また、相模湖における水質汚濁の発生源調査については、平成24年度及び平成25年度に実施しており、「平成25年度相模湖富栄養化調査業務委託」の報告書の中に汚濁原因についての調査結果が掲載されていますが、当該調査は施策の基礎資料とすることを目的に実施しているため、調査結果は公表していません。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 計画案に反映する意見／B 意見の趣旨が既に素案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見	反映 区分	県の考え方
40	2	<p>「8 生活排水処理施設の整備促進」の第2期計画までの課題では、「ダム集水域での生活排水対策の大幅な遅れは改善してきたが」とあるが、改善されているのか疑問である。相模川水系の上流域である相模湖・津久井湖周辺は、相模原市が公共下水道整備や高度処理型合併浄化槽整備を行っていると思うが、第2期計画までの計画数量を大幅に下回っていたはずである。表現を工夫してほしい。</p>	A	<p>ご指摘のとおり、公共下水道や合併処理浄化槽整備の計画目標に対する事業進捗は遅れていると言わざるを得ませんが、第1期・第2期計画で他の地域と比べて特に遅れているダム集水域について重点的に取り組んできたことにより、相模湖・津久井湖の集水域の生活排水処理率は施策実施前の44.4%から平成26年度末では66.2%に、丹沢湖の集水域の生活排水処理率は6.7%から74.7%に向上し、一定の成果が得られたと考えています。このように生活排水処理について改善が見られたということですので、第3期計画案では、「ダム集水域での生活排水処理の大幅な遅れは改善してきたが」との記載に修正します。</p>